

## 社会参加

### 障害者デイサービス 機能訓練(理学療法)

疾病・外傷などで四肢、体幹などに身体機能の低下があるかたに対し、主に家庭でできる自主訓練の指導を行い、自身の身体状況の把握や機能の維持・向上を支援します。

#### 【対象者】

病院でのリハビリが終了し、介護保険等のサービス対象外の身体障害者手帳を持っている在宅のかた(18歳以上)

#### 【内容等】

理学療法士等による訓練・指導

身体症状に合わせて一人ひとりに適した訓練プログラムの提案や、自主訓練の指導を行います。

日時：主に月曜日、水曜日、木曜日

場所：障害者福祉センター(総合会館4階) 機能回復訓練室

※詳細等については、別途お問合せください。

【費用】 1回150円(送迎を行った場合は、別途片道50円加算)

#### 【問合せ】

四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

Ex-ll y-with@m3.cty-net.ne.jp

### 障害者デイサービス 機能訓練(言語リハビリ)

脳卒中の後遺症などで言語に障害のあるかたに、日常生活の自立支援のための言語訓練を行っています。

#### 【対象者】

身体障害者手帳を持っていて、次のいずれかに該当するかた(18歳以上)

- ①病院でのリハビリが終了し、引き続き訓練を必要とするかた
- ②言語障害があるが、必要な訓練を受けていないかた
- ③障害などにより、言語機能が低下しているかた

#### 【内容等】

言語聴覚士による訓練・指導

言語症状に合わせて個別や集団で訓練を行います。

日時：月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

場所：障害者福祉センター(総合会館3階) 言語訓練室

※詳細等については、別途お問合せください。

【費用】 1回150円(送迎を行った場合は、別途片道50円加算)

#### 【問合せ】

四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

Ex-ll y-with@m3.cty-net.ne.jp

## 障害者デイサービス 社会適応訓練(点字教室)

日常生活に必要な点字の習得や情報提供を行い、社会参加を進めています。

【対象者】 視覚障害で身体障害者手帳を持っている在宅のかた(18歳以上)

### 【内容等】

点字の学習や、生活に必要な情報提供、交流など

日時：第1・3金曜日 午後1時30分から3時まで

場所：障害者福祉センター(総合会館3階) 社会適応訓練室

※詳細等については別途お問合せください。

【費用】 1回150円

### 【問合せ】

四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

Ex-ル y-with@m3.cty-net.ne.jp

## 障害者デイサービス 創作的活動

様々な創作的活動等の教室を開催し、仲間との交流や、より積極的な社会参加へのきっかけづくりを行っています。

【対象者】 身体障害者手帳を持っている在宅のかた(18歳以上)

### 【内容等】

創作的活動など

日時：月1~2回、1回2時間程度

場所：主に障害者福祉センター(総合会館3階)

※詳細等については別途お問合せください。

【費用】 1回150円

### 【問合せ】

四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

Ex-ル y-with@m3.cty-net.ne.jp

### 四日市市障害者福祉センター(貸館)

障害者団体及び障害者に関するボランティア団体に活動の場を提供します。

【貸館時間】 午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日は午後5時まで

【休館日】 12月29日から翌年1月3日まで

【利用資格】 市内で活動する障害者団体や障害者関係ボランティア団体  
※事前に利用団体登録が必要です。(登録要件有)

【利用料】 無料

【問合せ】 四日市市障害者福祉センター(四日市市社会福祉協議会) 四日市市諏訪町2-2 総合会館3階

TEL 059-354-8275 FAX 059-354-8426

Ex-ル y-with@m3.cty-net.ne.jp

## 移動支援

### 【対象者】

全身性障害(肢体不自由1級)・知的障害・精神障害等のあるかたで、外出のときの付き添いが必要なかた

### 【内 容】

重度の障害のあるかたが外出するとき、ヘルパーが付き添い、案内などの支援をします。

※通勤、通学、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出は移動支援事業の対象としていません。ただし、保護者の付き添いがないと通学できない子どもについて、保護者の体調不良や急用等の緊急、かつ、やむを得ない事情に限り、子どもの状態や生活環境の状況等を勘案して、移動支援を利用していただくこともできますので、学校の担任や相談支援事業所の相談支援専門員にご相談ください。

### 【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

### 【事業所】

四日市市移動支援指定事業者

### 【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL▶059-354-8527 FAX▶059-354-3016

## 同行援護

### 【対象者】

視覚障害のあるかた

### 【内 容】

視覚障害のあるかたが外出するとき、ヘルパーが付き添い、移動に必要な情報を提供するなどの支援をします。

### 【費 用】

世帯の課税状況等により利用者負担があります。

### 【事業所】

障害福祉サービス指定事業者

### 【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL▶059-354-8527 FAX▶059-354-3016

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚等に障害のあるかたのコミュニケーションを円滑にするため、必要に応じて手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

【対象者】 聴覚等に障害があり、手話通訳や要約筆記を必要とするかた

### 【内 容】

市役所などの公的機関や病院へ出かけるとき、いろいろな相談、手続きなどで、手話通訳や要約筆記を必要とする場合に派遣します。

(要約筆記とは、相手の話を要約し、文字にして伝える方法です。)

### 【遠隔手話・文字通訳】

スマートフォンやタブレットのビデオ通話機能を使って、手話通訳者や要約筆記者とつながることができます。

### 【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL▶059-354-8527 FAX▶059-354-3016

## 失語症会話パートナーの派遣

失語症のかたのコミュニケーションを円滑にするため、必要に応じて失語症会話パートナーを派遣します。

【対象者】 脳血管障害または頭部外傷などによって失語症となられたかた

### 【内 容】

失語症のかたが参加する会議や失語症のかたのために行われる催し物、団体活動などに失語症会話パートナーを派遣します。

### 【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL▶059-354-8527 FAX▶059-354-3016

## FAX・インターネットを利用した警察・消防への通報

聴覚に障害のあるかたや、言語に障害のあるかたが緊急通報(警察・消防)をするときにFAXやインターネットをご利用できます。

### ◎警察への通報(緊急の場合のみ)

FAX▶059-229-0110

スマートフォン：110番アプリ(ダウンロードが必要)

フィーチャーフォン：110番サイト(<https://mobile110.npa.go.jp>)

### ◎消防への通報(緊急の場合のみ)

FAX▶119

WEB▶Net119(携帯等の端末を利用した通報システム) ※事前に障害福祉課へご相談ください。

### 【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL▶059-354-8527 FAX▶059-354-3016

## 選挙の投票

### 【郵便等による不在者投票】

身体障害者手帳をお持ちで、下表のいずれかに該当する場合は、自宅などで投票用紙に記載して選挙管理委員会に郵送する「郵便等による不在者投票」の制度が利用できます。この制度を利用するには、あらかじめ選挙管理委員会にて「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

障害名	等級
両下肢、体幹、移動機能の障害	1級または2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
免疫、肝臓の障害	1級から3級

### ◎代理記載制度

「郵便等による不在者投票」をすることができるかたのうち、上肢または視覚の障害が1級のかたは、代理人に投票に関する記載をさせることができます。この制度を利用するには、あらかじめ、選挙管理委員会に代理記載人の届出が必要です。

※戦傷病者手帳または介護保険被保険証をお持ちのかたも、障害の程度や要介護状態区分によっては、同様の制度が利用できる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

### 【点字投票】

視覚に障害のあるかたは、点字で投票する点字投票ができます。点字投票を希望されるかたは、投票所で係員にお申し出ください。

### 【代理投票】

身体の障害などで、ご自分で投票用紙に記載することができないかたは、投票所の係員が代筆する代理投票制度を利用できます。（※付き添いのかたが代筆することはできません。）

代理投票を希望されるかたは、投票所で係員にお申し出ください。

### 【投票所配置物品等】

各投票所には、次のものを用意しています。希望する方は、係員にお申し出ください。

- ・点字器、車いす、老眼鏡、ルーペ、文鎮、氏名等一覧、コミュニケーションボード、選挙支援カード
- ・座って記載したり、車いすのまま記載できる記載台を備え付けています。

### 【問合せ】

四日市市選挙管理委員会事務局(総務課内)

TEL 059-354-8269 FAX 059-359-0286

## 障害者就労支援

就労を希望する障害のあるかたを対象に、就労の訓練を支援します。

### 【対象者】

心身に障害のある就労していないかたで、原則次の①～③を満たしているかた

①18歳以上 ②各種学校等に籍を置かないもの ③生活介護等、通所系のサービスを利用中でないもの

### 【問合せ】

四日市市社会福祉協議会 ワークセンター ※相談事業を行う機関を通じてご相談ください。

## 障害福祉サービス事業所等通所費の給付

障害福祉サービス事業所等へ通所しているかたの交通費を給付をすることにより、障害のあるかたの社会参加を促進するとともに経済的な負担を軽減します。

### 【対象者】

生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所に通所しているかた

### 【内 容】

通所にかかる公共交通機関等の交通費の一部を給付します。

(世帯の課税状況等により給付額が異なります。)

### 【問合せ】

障害福祉課 障害福祉係 TEL 059-354-8527 FAX 059-354-3016

## 知的障害者社会適応訓練

障害のあるかたやその家族や支援者を対象に、日常生活相談、療育・保健指導などを行い、社会への参加と生きがいを高める活動をしています。

### 【対象者】

知的障害があるかたやその家族・支援者

### 【内 容】

第3火曜日、第2・4日曜日

### 【問合せ】

四日市市手をつなぐ育成会 TEL 059-353-8036(上川・水谷・伴野)

## 四日市視覚障害者福祉センター

市内の視覚障害のあるかたの三療(はり、きゅう、マッサージ)講習会、安全安心講習会、点訳業務、貸館業務等を実施しています。

### 【問合せ】

四日市視覚障害者福祉センター(四日市市幸町3-5) TEL 059-354-5549

## 知的障害者青年学級(青年のつどい)

知的障害のあるかたを対象に、余暇利用の指導、交流を深めるための活動を行い、社会性を身につけてもらうことをめざしています。

【対象者】 知的障害のあるかた

### 【内容】

料理教室、学習、運動、レクリエーションなど

ひながの会 毎月1回 日曜日 日永地区市民センター

おんなのこくらぶ 毎月1回 日曜日 あさけプラザ

おとこのこくらぶ 毎月1回 日曜日 四日市市障害者体育センター

ダンスチーム 毎月1回 日曜日 あさけプラザ

【問合せ】 四日市市手をつなぐ育成会 TEL/FAX 059-353-8036

## 四日市市障害者体育センター

### 【開館日】

月曜日：午後1時～午後5時

水曜日～土曜日：午後1時～午後9時

日曜日：午前9時～午後5時

【休館日】 毎週火曜日、祝日、年末年始

### 【種目】

バレーボール、ボッチャ、卓球、視覚障害者卓球、  
バドミントン、アーチェリーなど

【使用料】 障害があるかたや、その付添者は無料です。

【場 所】 四日市市西日野町4070-1 TEL/FAX 059-322-1784

